

消防署への届出

一定量以上の危険物を貯蔵する場合は、消防署への届出が必要です。

数 量	構造、設備	届出等	貯蔵取扱いの基準
指定数量の5分の1未満 (例) ガソリンでは、40ℓ未満 灯油では、200ℓ未満 重油では、400ℓ未満	×	×	○
指定数量の5分の1以上 指定数量未満 (例) ガソリンでは、40ℓ以上200ℓ未満 灯油では、200ℓ以上1000ℓ未満 重油では、400ℓ以上2000ℓ未満	○	○ 家庭用は2分の1以上	○
指定数量以上 (例) ガソリンでは、200ℓ以上 灯油では、1000ℓ以上 重油では、2000ℓ以上	○	<u>許可必要</u>	○

※ ○ 規制あり × 規制なし